

第2四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社ユビキタス

(E05719)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
(1) 【株式の総数等】	8
① 【株式の総数】	8
② 【発行済株式】	8
(2) 【新株予約権等の状況】	9
(3) 【ライツプランの内容】	13
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	13
(5) 【大株主の状況】	13
(6) 【議決権の状況】	14
① 【発行済株式】	14
② 【自己株式等】	14
2 【株価の推移】	14
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	14
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	15
1 【四半期財務諸表】	16
(1) 【四半期貸借対照表】	16
(2) 【四半期損益計算書】	18
【第2四半期累計期間】	18
【第2四半期会計期間】	19
(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】	20

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	21
【簡便な会計処理】	21
【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	21
【追加情報】	21
【注記事項】	22
2 【その他】	25
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	26
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月13日
【四半期会計期間】	第9期第2四半期（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社ユビキタス
【英訳名】	Ubiquitous Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川内 雅彦
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿センタービル
【電話番号】	03－5908－3451
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 家高 朋之
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿センタービル
【電話番号】	03－5908－3451
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 家高 朋之
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第2四半期 累計期間	第9期 第2四半期 累計期間	第8期 第2四半期 会計期間	第9期 第2四半期 会計期間	第8期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高（千円）	370,523	535,257	238,143	336,443	945,591
経常利益（千円）	101,453	242,666	86,420	195,272	298,671
四半期（当期）純利益（千円）	14,168	54,277	6,029	26,448	105,307
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	—	—	—	—	—
資本金（千円）	—	—	509,375	511,000	509,375
発行済株式総数（株）	—	—	83,500	83,630	83,500
純資産額（千円）	—	—	1,569,634	1,666,030	1,658,544
総資産額（千円）	—	—	1,745,228	1,876,664	1,723,706
1株当たり純資産額（円）	—	—	18,798.02	19,890.79	19,862.80
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	169.67	649.18	72.21	316.25	1,261.16
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	160.13	638.96	70.60	311.40	1,200.71
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	630
自己資本比率（％）	—	—	89.8	88.6	96.2
営業活動によるキャッシュ・フロー （千円）	△24,586	227,381	—	—	192,798
投資活動によるキャッシュ・フロー （千円）	△151,703	△329,090	—	—	149,813
財務活動によるキャッシュ・フロー （千円）	△7,453	△48,740	—	—	△127,874
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	—	40,345	288,375	438,825
従業員数（人）	—	—	28	31	30

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	31
---------	----

（注）従業員数は、就業人員です。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期会計期間の生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりです。

事業部門別	金額（千円）	前年同四半期比（％）
ソフトウェア受託開発	15,261	45.0

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. ソフトウェア使用許諾及びサポートについては、生産という概念と馴染まないため記載しておりません。

(2) 受注状況

当第2四半期会計期間の受注状況を事業部門別に示すと、次のとおりです。

事業部門別	受注高 （千円）	前年同四半期比 （％）	受注残高 （千円）	前年同四半期比 （％）
ソフトウェア受託開発	23,600	102.6	15,600	135.7

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. ソフトウェア使用許諾及びサポートについては、受注という概念と馴染まないため記載しておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりです。

事業部門別	金額（千円）	前年同四半期比（％）
ソフトウェア使用許諾	301,715	157.5
サポート	26,728	230.3
ソフトウェア受託開発	8,000	22.9
合計	336,443	141.3

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前第2四半期会計期間及び当第2四半期会計期間の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前第2四半期会計期間 （自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）		当第2四半期会計期間 （自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
任天堂株式会社	189,479	79.6	232,161	69.0
データテクノロジー株式会社	—	—	46,443	13.8

(注) データテクノロジー株式会社は、当社の販売代理店です。

2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 業績の状況

当第2四半期会計期間は、ゲーム関連が好調であったほか、全般的に堅調であり、336,443千円（前年同四半期比41.3%増）の売上高を計上しました。形態別の内訳は、ソフトウェア使用許諾売上高301,715千円、サポート売上高26,728千円、及びソフトウェア受託開発売上高8,000千円です。

ネットワーク分野のうちゲーム関連は、ニンテンドーDS向けWi-Fi対応ゲームの人気タイトルが複数発売され、売上高を伸ばしました。ゲーム以外のネットワーク分野では、前事業年度に引き続きセットトップボックスの追加開発及びサポートによる売上高を計上したほか、UbiquitousAV NOEのソフトウェア使用許諾売上高等を計上しました。UbiquitousAV NOEは、国内大手電機メーカーが9月に発売したレコーダーに搭載され、同製品として初の量産ロイヤルティを獲得しました。

データベース分野では、パイオニア株式会社及びアルパイン株式会社に対するUbiquitous DeviceSQLのソフトウェア使用許諾売上高等を計上しました。Ubiquitous DeviceSQLは、パイオニア株式会社のDJ機器やアルパイン株式会社のカーナビに搭載され、量産されております。

営業費用面では、役員及び従業員等の人件費として96,638千円（同16.6%増）を計上し、また、不動産賃借料等の経費として70,130千円（同16.0%減）を計上しました。なお、これらの人件費・経費のうち研究開発費は19,229千円（同19.2%減）です。

また、「その他有価証券」に区分される保有投資有価証券のうち、実質価額が著しく下落し、その回復があると認められないものについて、当第2四半期会計期間において減損処理による投資有価証券評価損126,958千円を特別損失に計上しました。また、当第4四半期会計期間に予定している本社移転に備えて、本社移転損失引当金23,276千円を特別損失に計上しております。

以上の結果、営業利益193,752千円（同125.6%増）、経常利益195,272千円（同126.0%増）、四半期純利益は26,448千円（同338.6%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期会計期間末に比べ227,689千円減少し、288,375千円となりました。

当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、98,731千円（前年同四半期会計期間11,694千円の使用）となりました。これは主に、税引前四半期純利益45,036千円、非現金支出費用170,530千円によるものです。一方、支出の主な内訳は、売上債権の増加額105,722千円、たな卸資産の増加額3,658千円、及び預り金の減少額7,005千円等です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、316,718千円（前年同四半期比169.4%増）となりました。これは主に、長期預金の預入による支出300,000千円、販売用ソフトウェアの取得による無形固定資産の取得16,309千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、9,702千円（前年同四半期会計期間93,946千円の取得）となりました。これは、配当金の支払額9,702千円によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、特にありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期会計期間における研究開発活動の金額は、19,229千円です。なお、当第2四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

ネットワーク分野のうちゲーム関連は、上半期に人気タイトルの発売が集中したため、下半期は上半期に比べると控えめに推移し、通年では年初に想定した売上高になるのではないかと想定しております。その他のネットワーク分野については、前事業年度より継続するセットトップボックス案件への対応が中心に、研究開発及び事業開発を進めて参ります。

データベース分野は、既存見込み客との成約を目指すと同時に、セミナーやトレードショーなどを通じて新規見込み客を獲得し、デザインウィンを積み重ねることを目指します。

以上、分野別の動向を記載しましたが、国内及び世界経済の動向が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があります。当第2四半期累計期間中、一部に景気回復の兆しが見られましたが、失業率の上昇、最終需要の低迷など、今後も景気が停滞あるいは後退する怖れがあります。今後、景気が停滞あるいは後退した場合、これまでは堅調であったゲームが買い控えられたり、機器メーカーのネットワーク対応意欲が減退したりすることで当社の経営成績は伸び悩むことになります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末より152,957千円増加し1,876,664千円となりました。長期預金600,000千円の満期までの期間が一年未満となったことによる固定資産から流動資産へ振り替え、新たな長期性預金300,000千円の預け入れ等により、流動資産は前事業年度末より511,257千円増加し1,240,887千円となりました。一方、固定資産は358,299千円減少し635,776千円となりました。

流動負債は、本社移転損失引当金23,276千円の計上、未払法人税等102,896千円や未払消費税等11,674千円の増加等により、前事業年度末より145,471千円増加し、210,633千円となりました。

純資産は、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金が前事業年度末よりそれぞれ1,625千円増加し、資本金511,000千円及び資本準備金481,000千円となりました。また、利益剰余金は、配当金の支払52,605千円を計上したものの、四半期純利益54,277千円により前事業年度末より1,672千円増加し、671,466千円となりました。

以上により、純資産は前事業年度末より7,486千円増加して1,666,030千円となり、自己資本比率は、前事業年度末の96.2%から88.6%となりました。

当社の資金状況については、前事業年度末に比べ150,449千円減少し、当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物残高は288,375千円となりました。

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社が抱える主な課題は、次の2点です。

① 事業環境及び市場に関する課題

当社は、ユビキタス・ネットワーク市場という潜在的に巨大な市場に挑戦しております。当該市場は、未だ形成の初期にあるため、その成長の仕方には予測困難性があります。当社は、この現出しつつある市場の中で、他社に先駆けて優れた技術や製品を投入し、先行してシェアを獲得していく考えですが、市場の形成そのものに不確実性が伴うことは避けられず、当社にとってこれに機敏に対応することが課題となります。

② 事業ポートフォリオに関する課題

低下傾向にあるとはいえ、携帯ゲーム分野に対する依存度は依然高水準にあります。その依存度を一刻も早く低下させ、安定した事業ポートフォリオを形成することが課題です。そのため、立ち上がり始めたデータベース事業を成長させること、そして、第三、第四の事業の柱を育成することに尽力して参ります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設の計画

当第2四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりです。

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
本社	東京都 新宿区	本社内装設備 (注)	42,000	0	自己 資金	平成22年 1月	平成22年 2月

(注) 平成22年2月に本社移転を予定しております。上記内装工事による設備の新設は本社移転によるものです。

(3) 設備の除却等の計画

当社は、平成22年2月に予定している本社移転に伴い、固定資産除却損13,976千円、原状回復費用9,300千円が生じる見込みであり、当第2四半期会計期間において合計額23,276千円を本社移転損失引当金に計上しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	312,000
計	312,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数（株） （平成21年9月30日）	提出日現在 発行数（株） （平成21年11月13日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	83,630	83,930	ジャスダック証券 取引所 （NEO）	当社は単元株制 度は採用してお りません。
計	83,630	83,930	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成16年12月24日開催の臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	175
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,750
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年1月1日 至 平成24年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より1年経過したときより行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
 - ③ 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
2. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において以下の定めがなされた場合に限り、完全親会社に新株予約権を継承することができる。
- ① 承継する新株予約権の目的となる株式の種類及び数
完全親会社の普通株式とし、当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。
 - ② 承継する新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。
承継後払込価額＝承継前払込価額×(1÷当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率)
 - ③ 承継する新株予約権の行使期間
当初の権利行使期間とし、承継時に行使期間開始日が到来しているときは、株式交換又は株式移転の効力発生日から当初権利行使期間の満了日までとする。
 - ④ 承継する新株予約権の行使の条件及び消却
当初条件どおりとする。
3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成18年6月30日開催の定時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	360
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
 - ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数ではない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行なっております。

平成18年10月30日開催の臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	750
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、上記の権利行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
 - ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数ではない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行っております。

平成20年6月20日開催の定時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	835
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	835
新株予約権の行使時の払込金額(円)	39,613
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 39,613 資本組入額 19,807
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
- ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日以後において各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日より1年間は、全体の割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 本新株予約権の割当日の翌日より3年間経過した日より1年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計50%に達するまで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 本新株予約権の割当日の翌日より4年間経過した日より1年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計75%に達するまで、新株予約権を行使することができる。
 - エ. 本新株予約権の割当日の翌日より5年間経過した日以降は、全体の割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
2. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、株式交換又は株式移転の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下「完全親会社」という。）の新株予約権を以下の条件により交付するものとする。

- ① 交付する完全親会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である株式の種類
完全親会社の普通株式
- ③ 新株予約権の目的である株式の数
上記新株予約権の目的である株式の数に記載の株式数（調整がなされた場合には調整後の株式数）に株式交換又は株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社の株式の数（以下「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(承継後行使価額)
$$\text{承継後行使価額} = \text{承継前行使価額} \div \text{割当比率}$$
- ⑤ 新株予約権の行使期間
株式交換又は株式移転の効力発生日より、当初権利行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 権利行使の条件及び取得条項
当初条件に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	—	83,630	—	511,000	—	481,000

(注) 平成21年10月1日から四半期報告書提出日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,750千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
末松 亜斗夢	東京都千代田区	14,665	17.53
鈴木 仁志	東京都世田谷区	14,665	17.53
中山 佳久	神奈川県川崎市幸区	9,382	11.21
川内 雅彦	東京都多摩市	3,000	3.58
黒田 賢	東京都杉並区	1,957	2.34
ユビキタス従業員持株会	東京都新宿区西新宿1-25-1	1,638	1.95
長谷川 和宏	神奈川県川崎市多摩区	1,435	1.71
麻生 博文	東京都渋谷区	1,158	1.38
ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-8-2	767	0.91
ミレニア二千投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-9-1	756	0.90
計	—	49,423	59.10

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 83,630	83,630	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	83,630	—	—
総株主の議決権	—	83,630	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最 高（円）	41,750	46,500	51,200	52,500	44,900	40,800
最 低（円）	31,850	37,050	40,500	39,250	40,000	32,000

（注）最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所N E Oにおけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏 名	異動年月日
取締役	事業本部長	取締役	事業本部長兼 開発部長	三原 寛司	平成21年8月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	888,375	438,825
売掛金	306,416	270,681
仕掛品	3,658	—
前払費用	13,261	13,519
繰延税金資産	20,218	2,782
その他	8,957	3,822
流動資産合計	1,240,887	729,630
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,837	20,837
減価償却累計額	△5,775	△4,472
建物（純額）	15,062	16,364
工具、器具及び備品	39,602	38,957
減価償却累計額	△15,864	△12,438
工具、器具及び備品（純額）	23,737	26,519
有形固定資産合計	38,799	42,883
無形固定資産		
ソフトウェア	103,292	99,578
ソフトウェア仮勘定	20,815	21,967
商標権	2,934	3,113
無形固定資産合計	127,042	124,659
投資その他の資産		
投資有価証券	—	126,958
長期預金	300,000	600,000
差入保証金	80,606	62,804
繰延税金資産	89,327	36,769
投資その他の資産合計	469,934	826,532
固定資産合計	635,776	994,075
資産合計	1,876,664	1,723,706

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	27,384	11,982
未払費用	3,541	4,115
前受金	23,506	33,444
未払法人税等	110,815	7,918
未払消費税等	13,810	2,135
未払配当金	2,498	1,884
預り金	3,800	3,680
賞与引当金	2,000	—
本社移転損失引当金	23,276	—
流動負債合計	210,633	65,161
負債合計	210,633	65,161
純資産の部		
株主資本		
資本金	511,000	509,375
資本剰余金	481,000	479,375
利益剰余金	671,466	669,794
株主資本合計	1,663,466	1,658,544
新株予約権	2,563	—
純資産合計	1,666,030	1,658,544
負債純資産合計	1,876,664	1,723,706

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
売上高		
ソフトウェア使用許諾売上高	305,691	461,441
サポート売上高	21,831	51,816
ソフトウェア受託開発売上高	43,000	22,000
売上高合計	370,523	535,257
売上原価	56,519	87,993
売上総利益	314,003	447,264
販売費及び一般管理費		
役員報酬	37,257	32,700
給料及び手当	32,998	49,133
賞与引当金繰入額	—	570
法定福利費	5,625	5,449
減価償却費	2,179	2,070
不動産賃借料	17,497	16,274
支払手数料	40,705	38,400
消耗品費	4,722	1,835
研究開発費	60,338	43,924
その他	15,356	19,033
販売費及び一般管理費合計	216,682	209,390
営業利益	97,321	237,873
営業外収益		
受取利息	2,406	2,435
有価証券利息	4,690	—
雑収入	0	2,425
営業外収益合計	7,097	4,860
営業外費用		
支払利息	185	—
為替差損	—	67
有価証券評価損	2,780	—
営業外費用合計	2,965	67
経常利益	101,453	242,666
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,768	—
特別利益合計	1,768	—
特別損失		
投資有価証券評価損	78,241	126,958
本社移転損失引当金繰入額	—	23,276
特別損失合計	78,241	150,235
税引前四半期純利益	24,980	92,430
法人税、住民税及び事業税	37,978	108,147
法人税等調整額	△27,166	△69,994
法人税等合計	10,812	38,153
四半期純利益	14,168	54,277

	前第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
売上高		
ソフトウェア使用許諾売上高	191,539	301,715
サポート売上高	11,603	26,728
ソフトウェア受託開発売上高	35,000	8,000
売上高合計	238,143	336,443
売上原価	47,483	46,393
売上総利益	190,660	290,050
販売費及び一般管理費		
役員報酬	18,000	16,350
給料及び手当	19,144	24,519
賞与引当金繰入額	—	300
法定福利費	2,904	2,791
減価償却費	1,172	993
不動産賃借料	7,542	8,037
支払手数料	20,599	16,081
消耗品費	1,878	777
研究開発費	23,790	19,229
その他	9,744	7,215
販売費及び一般管理費合計	104,777	96,297
営業利益	85,883	193,752
営業外収益		
受取利息	1,209	1,238
有価証券利息	2,292	—
雑収入	0	380
営業外収益合計	3,502	1,619
営業外費用		
支払利息	185	—
為替差損	—	99
有価証券評価損	2,780	—
営業外費用合計	2,965	99
経常利益	86,420	195,272
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,225	—
特別利益合計	1,225	—
特別損失		
投資有価証券評価損	78,241	126,958
本社移転損失引当金繰入額	—	23,276
特別損失合計	78,241	150,235
税引前四半期純利益	9,403	45,036
法人税、住民税及び事業税	37,091	88,509
法人税等調整額	△33,717	△69,921
法人税等合計	3,373	18,588
四半期純利益	6,029	26,448

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	24,980	92,430
減価償却費	15,823	30,790
株式報酬費用	2,229	2,563
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,768	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△6,560	2,000
本社移転損失引当金の増減額 (△は減少)	—	23,276
有価証券評価損益 (△は益)	2,780	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	78,241	126,958
受取利息及び受取配当金	△2,406	△2,435
有価証券利息	△4,690	—
支払利息	185	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△22,845	△35,735
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,617	△3,658
未払金の増減額 (△は減少)	1,780	△2,399
未払費用の増減額 (△は減少)	△3,519	△574
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△13,585	11,674
前受金の増減額 (△は減少)	2,362	△9,938
預り金の増減額 (△は減少)	△574	119
その他	△52	△3,875
小計	70,762	231,199
利息及び配当金の受取額	7,226	2,393
利息の支払額	△185	—
法人税等の支払額	△102,389	△6,211
営業活動によるキャッシュ・フロー	△24,586	227,381
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△31,424	△644
無形固定資産の取得による支出	△120,278	△28,445
長期預金の預入れによる支出	—	△300,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△151,703	△329,090
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	150,000	—
短期借入金の返済による支出	△30,000	—
株式の発行による収入	—	3,250
配当金の支払額	△127,453	△51,990
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,453	△48,740
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△183,743	△150,449
現金及び現金同等物の期首残高	224,088	438,825
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 40,345	※ 288,375

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	ソフトウェア受託開発売上高及び売上原価の計上基準の変更 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を第1四半期会計期間より適用し、第1四半期会計期間に着手した契約から、当第2四半期会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
（本社移転損失引当金） 当社は、平成22年2月中旬頃に本社の移転を計画しております。そのため、当第2四半期会計期間末において合理的に見積もることが可能な範囲において、移転にかかる費用の見込額を「本社移転損失引当金」として計上しております。これにより、当第2四半期累計期間において本社移転損失引当金繰入額23,276千円を特別損失に計上しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在) (千円)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 40,345	現金及び預金勘定 888,375
預入期間が3か月を超える定期預金 —	預入期間が3か月を超える定期預金 △600,000
現金及び現金同等物 40,345	現金及び現金同等物 288,375

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 83,630株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 2,563千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の 原資
平成21年6月19日 定時株主総会	普通株式	52,605	630	平成21年3月31日	平成21年6月22日	利益剰 余金

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

ストック・オプションに係る当第2四半期会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価 1,127千円

販売費及び一般管理費 581千円

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 19,890.79 円	1株当たり純資産額 19,862.80 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 169.67 円	1株当たり四半期純利益金額 649.18 円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 160.13 円	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 638.96 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	14,168	54,277
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	14,168	54,277
期中平均株式数(株)	83,500	83,609
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	4,974	1,338
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で前事業年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

前第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		当第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	72.21 円	1株当たり四半期純利益金額	316.25 円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	70.60 円	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	311.40 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	6,029	26,448
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	6,029	26,448
期中平均株式数(株)	83,500	83,630
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	1,909	1,304
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で前事業年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当社はリース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月13日

株式会社ユビキタス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 浅 枝 芳 隆 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 津 田 英 嗣 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユビキタスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユビキタスの平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 重要な後発事象1.に、投資有価証券売却損の発生に関する記載がある。
2. 重要な後発事象2.に、有価証券（債券）償還に重要な影響を及ぼす事実の発生に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月11日

株式会社ユビキタス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅 枝 芳 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 野 明 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユビキタスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユビキタスの平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。